

特別支援教育の理解啓発促進 公募要領

1. 事業名

特別支援教育の理解啓発促進

2. 事業の趣旨

障害等による特別な支援を必要とする幼児児童生徒は増加傾向にあり、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級と、すべての学校・学級において特別支援教育の充実が求められている。また、ICT 環境の整備・充実が進むなど、子供たちの学習環境は大きく変化している。

こうした特別支援教育を巡る状況の変化を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を一層進展させていくためには、これまでに蓄積された知見の確実な普及及び新たな課題への対応が、適切な現状認識に基づき行われる必要がある。

この点、本事業では、特別支援教育における今後の施策の検討に資するため、

- ・これまでの委託事業等の成果の普及及び検証
- ・現行の制度における取組状況と課題の把握
- ・新たな課題の抽出・分析

等の検証及び実態把握を行い、全国的な特別支援教育の充実を図っていくものである。

3. 事業の内容

以下について実施するものとする。詳細については別紙 1 を参照すること。

： 特別支援学校における農業実習及び農業分野への就職に関する調査研究

4. 事業の実施方法

詳細については別紙 1 を参照すること。

5. 公募対象

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- ・法人格を有する団体
- ・民間団体（NPO 法人等含む）

ただし、任意団体については下記の要件を満たすこととする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は公募要領で定める事業実施計画書によって代えるものとする。事業実施計画書については、別添の様式1を使用すること。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。

事業実施計画書の内容を補足するために必要と思われる資料を適宜添付してもよい。

(2) 提出方法

事業実施計画書は、以下の方法で提出すること。

- ・別紙様式1「事業実施計画書」を Word ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDFで送信しないこと。ただし、別紙様式1「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDFで送信可能とする。)

- ・メールの件名は以下のとおりとする。

件名：「【組織名】理解啓発事業実施計画書（農業実習等）」

（組織名の例 例1：〇〇法人〇〇、例2：NPO法人〇〇）

- ・ファイルを含めメールの容量が25MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

- ・事業実施計画書を受信した旨のメールを令和4年3月9日（水）までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は令和4年3月10日（木）までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。

- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

① 企画提案書（事業実施計画書）

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③ 誓約書

④ 任意団体に関する事項

⑤ その他関係資料

(4) 提出先

電子メール：toku-sidou@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

TEL: 03-5253-4111 (内線3716)

(5) 提出締切

令和4年3月9日(水) 17:00

当日の送信記録があるもの。

なお、提出締切後の事業実施計画書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査の結果により修正・再提出を求めることがある。

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

8. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、事業実施計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、再委託先がある場合は、その再委託先も誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときには、当該者の事業実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、国公立大学法人には適用しない。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

特別支援教育関係事業審査評価委員会において書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10. スケジュール(予定)

公募締切：令和4年3月9日(水) 17:00

審査：令和4年3月 上～中旬

結果通知：令和4年3月 中旬

契約締結：令和4年度の日付で順次締結する。

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1 1. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・別紙（銀行口座情報）（委託契約書に別紙として含める。採択の連絡と合わせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

1 2. その他

- （1）再々委託は認めない。
- （2）その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業の実施にあたっては、契約書を遵守すること。さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業実施計画書等に記載した事項について、記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- （3）「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農副連携等推進会議）
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-40.pdf>
- （4）本事業の申請に関する質問やその回答について、調達情報のサイトにおいて公表するため、適宜確認すること。